

# くらしのとびら

◇この情報はインターネットでもご覧いただけます◇ <http://www.wcac.jp/>



## 新型コロナウイルスに関して 様々な消費者トラブルが発生しています



### <注意するのは感染予防ではありません>

#### ●不審な電話やメールに注意

- ・ 公的機関を名乗る者から「追加の給付金を支給します。」と電話があり、振込先の口座情報を聞かれた。
- ・ 保健所を名乗る者から「新型コロナウイルスの検査キットを配布します。」と電話があり、「何人分必要か。」など家族構成をいろいろ聞かれた。
- ・ URLをクリックして助成金申請の手続きをするようにとのメールが届いた。

#### アドバイス

- ・ 市町村や公的機関が電話やメール、訪問等で個人情報や口座情報を尋ねることはありません。
- ・ 「キャッシュカードやクレジットカードを受け取りに行く。」は詐欺です。
- ・ 不審な電話はすぐに切る、メールは無視する、うっかり対応してしまうと個人情報を知られ、新たな詐欺などに利用される恐れがあります。

#### ●旅行やイベントなどのキャンセル料についてのトラブルも…

- ・ 新型コロナウイルス感染が心配で旅行や結婚式のキャンセルを申し出たところ、高額なキャンセル料を請求された。



#### アドバイス

- ・ キャンセル料については、基本的には契約した際の契約書、約款、規約等に記載された内容に基づいて決まることとなりますが、会社によっては通常とは異なる対応をしている場合もあります。ただし、高額すぎるキャンセル料の規定は無効になる場合もあります。

#### ●怪しい儲け話やデマにまどわされないで

- ・ 知人から、新型コロナウイルス関連の事業に投資すれば、確実に儲かると勧誘された。
- ・ 新型コロナウイルス感染予防に効くサプリメントがあると購入を勧められた。



#### アドバイス

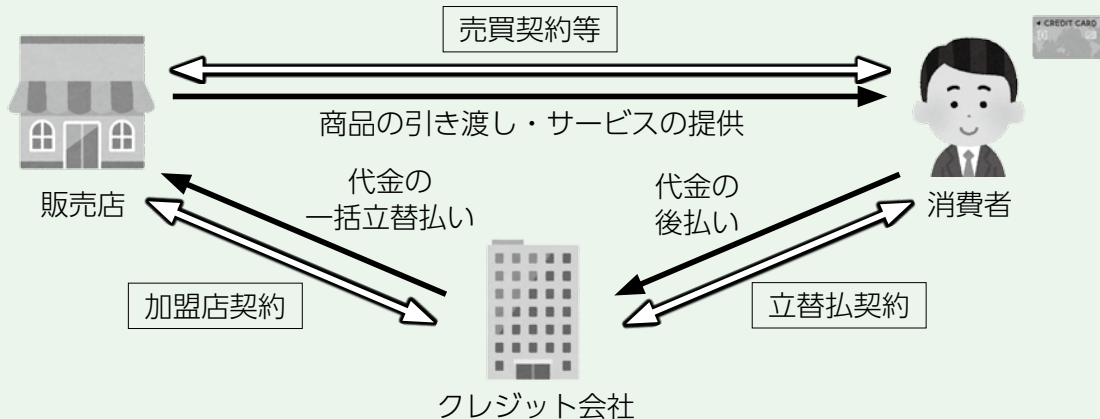
- ・ 新型コロナウイルスの特性については、明らかではありません。社会的な不安に乗じた怪しい儲け話や、根拠のない予防・治療効果をうたう商品には決して手を出さないようにしましょう。

# クレジットカードのしくみを知って上手に使いましょう

クレジットカードがあると、手持ちの現金がなくても後払いで買い物ができるので便利です。一方で、つい使いすぎてしまう危険性があります。また不正利用にも注意が必要です。しくみを理解して使いましょう。

## ★クレジットカードのしくみ…クレジットとは「信用」です。

クレジット会社は消費者が約束通りに支払いをしてくれることを信用して代金を立替えて販売店に一括で支払います。後日、立替払いされた代金を消費者がカード会社へ支払う契約です。そのため、カードを発行するときは、使った代金を後で必ず支払えるかどうかの審査があります。



## 手数料に要注意

カード支払い方法の留意点(それぞれの特徴を把握して自分に合った支払い方法を選択)

支払い方法	特徴	手数料
翌月一括(一回払い)	商品等を購入した翌月に支払う方式	手数料なし
ボーナス一括払い	商品を購入した翌ボーナス時期に一括して支払う方式	一般的には手数料なし
分割払い	購入する商品ごとに支払い回数を決めて分割して支払う方式	支払い回数に応じて手数料がかかる
リボルビング払い	クレジットカードの利用金額や利用件数に関わらず、あらかじめ設定した一定の金額を月々支払う方式 ※利用回数が増えれば、返済期間が長くなりがちで、いつ終わるか分かりにくくなるので注意。支払い総額が高額になる。	残高に対して手数料がかかる

## 便利だからこそ計画的に

クレジットカードには、つい使いすぎてしまう危険性があります。引落日に支払いが滞ると、ブラックリスト(滞納の情報が個人信用情報機関に登録されている状態)に載る恐れがあります。

## 紛失や盗難など第三者の悪用によるカードの不正利用にも要注意

### ★カード管理利用!ここに気を付けて

- カードの裏には必ずサインしておく
- 本人のみ使用し、たとえ家族であっても貸し借りはしない
- 暗証番号やカード裏面のセキュリティコードを他人に教えない
- 誕生日など、推測されやすい数字を暗証番号に設定しない
- 支払日(口座引き落とし日)に注意し、利用明細も必ずチェックする
- 借金返済のためのカード利用は厳禁
- カードを紛失した場合、直ぐに警察とクレジット会社に連絡する



### 携帯電話の分割払いもクレジット契約です

毎月の請求は通信料だけでなく、端末代も含まれています。月々の携帯電話料金を滞納すると、指定信用情報機関に遅延情報が登録されます。将来、クレジットカードが作れなくなり、自動車ローンなどが組めなくなる恐れがあるので注意しましょう。



# 令和3年4月1日から、 税込価格の表示（総額表示） が必要になります！



平成26年4月1日及び令和元年10月1日に消費税率の引上げがあり、消費税法で商品の税込価格を表示すること（総額表示）が義務付けられました。

しかし、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保及び事業者による値札の貼り替え等の事務負担に配慮する観点から、平成25年10月1日から令和3年3月31日までの間は一定の要件を満たせば、税込価格を表示しなくてもよいとされる特例が認められていました。

この特例が失効する令和3年4月1日以降は、事業者が消費者に対して価格を表示する場合には、法律に基づいて総額表示を表示することが必要となります。

★Point!★



「税抜価格表示」では、レジで請求されるまで最終的にいくら支払えばいいのか分かりにくく、また、同一の商品やサービスでありながら「税抜価格表示」のお店と「税込価格表示」のお店が混在しているため価格の比較がしづらいついた状況が生じていました。

「総額表示」の実施により、消費者は、いくら支払えばその商品やサービスが購入できるか、値札や広告を見ただけで簡単に分かるようになるとともに、価格の比較も容易になり、それまでの価格表示によって生じていた煩わしさが解消されます。

## 税込価格11,000円（税率10%）の商品の場合

### 総額表示に該当する価格表示

11,000円

11,000円（税込）

11,000円（税抜価格10,000円）

11,000円（うち税1,000円）

11,000円（税抜価格10,000円、税額1,000円）



### 総額表示に該当しない価格表示

10,000円（税抜）

10,000円（本体価格）

10,000円 + 税

※ 総額表示について、更に詳しくお知りになりたい方は、財務省HPの「消費税の総額表示義務と転嫁対策に関する資料」ページをご覧ください。

[https://www.mof.go.jp/tax\\_policy/summary/consumption/d03.htm](https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/consumption/d03.htm)

# 和歌山県金融広報委員会からのお知らせ

知るぽると

消費者月間・金融経済講演会

～悪質商法にだまされないために～

参加無料  
手話通訳あり



和歌山県と和歌山県金融広報委員会との共催で、消費者問題に関する注意喚起や暮らしに身近な金融経済についての情報提供を行う「消費者月間・金融経済講演会」を毎年5月に開催しています。

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、昨年、延期となりました詐欺・悪質商法ジャーナリストの多田文明氏を講師に迎え、潜入取材の実体験を交えながら悪質商法の手口とトラブルから身を守るための方法を伝授していただきます！

**日時** 令和3年 5月15日(土) 13:30～15:00

**場所** 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛 1階 大ホール (和歌山市手平2丁目1-2)

**定員** 先着100名 (事前申込要)

※定員となり次第、締切させていただきます。

※御参加いただける方には、「入場券」を郵送しますので、当日、必ずお持ちください。

## 申込方法

- ① 氏名(ふりがな) ② 郵便番号 ③ 住所 ④ 電話番号 ⑤ 参加人数  
⑥ 5/15 講演会希望を明記のうえ、郵送、FAX、ハガキのいずれかでお申込みください。

または、和歌山県金融広報委員会HPの講演会申込フォームからもお申込みいただけます。<https://wakayama-kinkoui.jp/form/>



- ★新型コロナウイルス感染状況によっては、講師は来場せず別会場からオンライン出演によるライブ配信に変更となります。
- ★参加者はマスク着用、アルコール消毒に御協力をお願いします。
- ★体調不良や身近に新型コロナウイルス感染が疑われる人がいる場合、当日に発熱や咳の症状がある方は、参加を御遠慮ください。



お申込み・問い合わせ先

和歌山県金融広報委員会(和歌山県消費生活センター内)

〒640-8319 和歌山市手平2丁目1-2 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛8階

TEL 073-426-0298 / FAX 073-433-3904

<https://www.wakayama-kinkoui.jp/>

知るぽると和歌山 検索

## 一人で悩まず相談しましょう

消費者  
ホット  
ライン



県やお住まいの市町村の消費生活相談窓口などをご案内します。

### 和歌山県消費生活センター

【相談ダイヤル】073-433-1551

平日 9:00～17:00

土・日 10:00～16:00 (電話相談のみ)  
(祝日、年末年始は休み)

### 和歌山県消費生活センター紀南支所

【相談ダイヤル】0739-24-0999

平日 9:00～17:00

(土・日・祝日、年末年始は休み)

### 和歌山県消費生活センター

〒640-8319 和歌山市手平2丁目1-2  
県民交流プラザ和歌山ビッグ愛8階  
FAX(073)433-3904



### 和歌山県消費生活センター紀南支所

〒646-0027 田辺市朝日ヶ丘23番1号  
県西牟婁総合庁舎内  
FAX(0739)26-7943

